

太平記と古文孝経

増田欣

太平記の本文に多く引用されている漢籍の詞句の出典に関する考察は、従来、主としてこの作品の注釈的研究の一環として進められてきた。諸先学の努力によってその成果が積みかさねられてきた。

ところで、南北朝期の半世紀にわたる全国的な内乱の時代を、太平記の作者が当時の知識人としていかに生きたかという問題は、われわれに切実な関心を抱かせる。変革を求める国民諸階層のエネルギーを吸収して鎌倉幕府をほろぼし、そうして成った後醍醐天皇の建武新政府があえなく崩壊して、やがて守護領国制が形づくられていく歴史の流動に、作者の思考はどう対応していったか。太平記の作者における「中世の知識人」の実体を把握しようとするとき、その対応のしかたについての考察とかわらせながら、同時に、その思考をささえかつこれを規制していたはずの作者の思想的基盤をさぐる重要な課題となってくる。その際、太平記に引用されている漢詩文の詞句の量やそれらの供給源である漢籍の範囲の調査結果に基づいて接近しようとするのは、たしかに着実で有効な方法ではあろう。しかし、一般に典拠とされているものが太平記という作

品とどのような意味でかわっている典拠なのであるかという点を明確に把握しておかないと、対象の実体とはかけはなれた結論を導き出しかねない危険がある。岩波古典文学大系『太平記』の頭注や補注にその名のみえる漢籍は百二三十種にも及ぶが、もしも、注釈的研究が要求する出典考証によって取り上げられてきた漢籍の範囲と、これとは次元の異なった概念であるべき「作者の思想・教養に培った漢籍」の範囲とを混同するならば、太平記の作者の教養に対して過大な評価を与えてしまうことになる。また、太平記に引用されている漢籍の詞句の多くは、世俗諺文・明文抄・玉函要文・管藪抄などの故事熟語集に採録されており、先行の軍記物にも見いだしうるものであるが、ありうべき受容経路の輻輳を無視して、そうした事例を排除していく方法で「作者の思想・教養に培った漢籍」を析出しようとするならば、漢籍と太平記との直接的交渉を立証するに足る事例の確保が困難となつて、作者の教養に対する過小な評価を結果してしまう。至難なことではあるが、過大にも過小にもおちいらぬで、正しく実体を把握するための方法が探究されなければならぬ。

孝経には、秦の始皇による焚書ののち、漢の武帝の時に顔貞之が公にした今文孝経に鄭玄が注した鄭注孝経と、漢の武帝の時に孔壁から得てこれに孔安国が注した古文孝経と、唐の玄宗が注した御注孝経などがある。鄭注孝経は佚し、現在もっぱら通行しているのは御注孝経である。平安時代には孔注古文と御注とが並び行なわれていた。日本紀略や江家次第によると帝や東宮の読書始にしばしば用いられているのは御注であり、吾妻鑑によれば鎌倉將軍家の読書始においても同様である。が、伝存する旧鈔本には古文孝経が多いようであり、軍記物所引の孝経の詞句も古文孝経関係であると推定される。古文孝経は、孔安国序と孔子の言説を主とした本文（経文）と孔安国注（伝文）とから成っているが、序・経・伝の差別なく「孝経」として受けとられていたらしい。藤原孝範が編んだ明文抄（五卷）には、出典を孝経と注記した詞句五二例（重出五）を数えることができるが（統群書類従本）、その内訳は、孔序関係二（本経と重複一）、経文関係一九例（重出二・孔序と重複一）、伝文関係三二例（重出二）となる。しかし、それらはすべて出典を単に「孝経」と注記していて、序・経・伝の区別を明示してはいない。これは玉函要文や管蠡抄も同様であり、「孝経」即「古文孝経」というその受容態度から、禁裏や柳營での読書始に御注が用いられたという諸記録の記事から想像される事態とは逆に、実際には古文孝経が尊重されていたことを窺い知るのである。

こうした故事熟語集によってのみ孝経を受容したとすれば、当然、序・経・伝を区別しえないことになるが、太平記のなかには、

孝経の伝文（後掲①例文）を引いて「……ト孔安国ガ誠シヲ恥ザリケルコソ悲ケレ」と結び、それが孝経の本文ではなくて孔安国の伝文であることを明示している例がある。また、孔伝所引の論語の詞句（後掲②例文）を、明文抄はそのまま出典を「孝経」として採録しているのであるが、太平記は同じ詞句を引いて「……ト云ル事、孔子之善言、魯論之記スル所ナレバ」と述べていて、論語が典拠であることを明記している例もある。論語と孝経の二書は、養老令の学令においても特に学者兼習の必須科目とされていた。およそ文章にたずさわるほどの者ならば誰しも幼童の頃から親しんでいたはずであり、太平記にも史記や白氏文集とともに論語・孝経の二書からの引用と判断される詞句が少なからずあって、作者がこの両書に直接学ぶどころも多大であったろうことは想像に難くないのである。

三

太平記に引用されている漢籍の詞句のうちで古文孝経（序・経・伝）と共通する事例の管見にはいったものは、下記の一九例（引用詩句の種類）である。調査にあたっては先学の考証の成果に負うところが多く、それに幾らかのものを補いえたにすぎない。従来の研究を概観すると、まず、天文十二年になった釈乾三の太平記賢愚鈔（国文註釈全書所収。以下「賢」と略す）には僅かに三例（他に「孝経云」として古文孝経にも御注孝経にもない文句を注したのが一例）が指摘されているにすぎないが、広引博証に特徴を示した太平記鈔（著者未詳。同前書所収。以下「鈔」と略す）になると一例に増加している。この「鈔」の所説に新見を加えて出典ごとに類聚整理した高橋貞一氏の「太平記の出典に関する研究」（京都市西

京高校研究紀要、昭34・8。以下「高」と略す。では七例（引用回数八）が列挙されており、岩波古典文学大系『太平記』（昭35）37。以下「岩」と略す）の頭注では九例（引用回数一一）が注記されている。以上の四説の相互の重複を整理すると、従来指摘されている孝経関係の引用詩句は都合一四例となる。これにあらたに五例を補って掲げることとする。古文孝経の本文は尊経閣文庫蔵明応二年藤原親長筆旧鈔本（覆製）によるが訓点は省略する。また、太平記の本文は特に注記するもの以外は西源院本（刀江書院）による。なお、従来指摘されている事例については、前記の略称によってこれを示す。

(1)「当昔先君孔子之世、周失其柄、諸侯力争、道德既隱、礼誼又廢、至乃臣弑其君、子弑其父、乱逆無紀、莫之能正」（孔安国序、1才）

○「臣君ヲ殺シ、子父ヲ殺シ、力ヲ以テ可レ争時至ル故ニ」（卷二七、雲景未來記事「天下怪異事、七七九頁」。△鈔▽）

なお、同じ詞句は、太平記の卷一七（四七八頁）・卷二七（七八三頁）・卷三四（九八七頁）にも引かれている。「力争」の語句は旧鈔本に「力ヲモツテ争フ」と訓んでいる。

(2)「夫雲集而龍興、虎嘯而風起、物之相感有自然者、不可謂母也」（孔安国序、4才）

○「其習俗未々必しも六義数奇ノ道ニ携ラざれ共、ものゝ相感ズル事皆自然ナレバ、此歌一首ノ感ニ依テ、樗問ノ責ヲ止メケル東夷ノ心ノ中コソやさしケレ」（神田本、卷二、南都北嶺行幸事、二〇頁）。△鈔・岩▽

西源院本では傍線部が「法性タゞシク言ニ顯レテ、感応道興時之

災難ヲ脱ケルハ、此歌一首ノ徳ニヨレリ、サレバ」（二二六頁）となっていて文脈に無理がある。

(3)「胡笳吟動、馬蝶而悲、黄老之弾、嬰兒起而舞」（孔安国序、4才）

○「六反ノ後ノ一曲、誠ニ嬰兒モ立テ舞計也」（卷一三、北山殿御隠謀事、三四〇頁）。△鈔・高・岩▽

孝経孔序の本文は前条の詞句から直接続くもので、明文抄（卷四）にもまとめて採録しているが、出典を「同（前条注記は文選）」と注記している。

(4)「君雖不君臣不可以不臣、父雖不父子不可以不子」（孔安国序、4才）

○「神怒リ人背バ試運之危コト近カルベシ、君雖レ不レ君、臣以テ不可レ君」（卷二、長崎新左衛門尉異見事、三二頁）。△賢・鈔・高・岩▽

明文抄（卷二）のほか、世俗諺文・玉函要文・管叢抄にも採録。平家物語（卷二、烽火之沙汰）にも引かれている。

(5)「身体髮膚受之父母、弗敢毀傷孝之始也、立身行道揚名於後世、以顯父母孝之終也、」（開宗明義章第一・經、6才）

○「始ノ身体髮膚ヲ我レニ受テ、毀傷ラザリシカバ其孝既ニ成ヌ、又身ヲ立道ヲ行テ、名ヲ後ノ世ニ擧ゲバ、是孝ノ終也、サレバ今度ノ合戦ニ、相構テ命ヲ輕シテ、先祖ノ名ヲ不可レ失」（卷三二、東寺合戦事、九三四頁）。△賢・鈔・高・岩▽

○「父祖ノ名ヲ呈メテもつて子孫の孝行トハスル事ニテ候ナレバ」（神田本、卷十、相模入道自害之事并面々腹切事、一三六頁）。△岩▽

「毀傷」を「ソコナヒヤブ(ル)」と訓むのは旧鈔本の訓。神田本には「残傷ざりしかバ」(五七〇頁)とある。後の例文の「名ヲ星ヌヲもつて」は西源院本では「名譽ヲ以テ」(二六三頁)となつてゐる。なお、この詞句は明文抄(卷三)のほか、世俗諺文・玉函要文にも採録。平家物語(卷一、腰越)にも「身体髮膚を父母にうけて」とある。

(6)「礼、男初生則使人執桑弧蓬矢射天地四方、亦其有事」(開宗明義章第一・伝、6ウ)

○「桑ノ弓引人モ無、蓬ノ矢射ル所モ無キアバラ屋ニ」(卷一三、北山殿御隠謀事、三三八頁)

○「而モ男ニテゾヲハシケル、桑之弓、蓬之矢、慶賀天下二間ヘシカバ」(卷二六、大塔宮亡靈宿胎内事、七一〇頁)

礼記(内則篇)にある詞句。明文抄(卷三)に採録、出典を「礼記」とする。平家物語(卷三、御座)にも「桑の弓、蓬の矢にて、天地四方を射させらる」と引かれてゐる。

(7)「子曰、在上不驕高而不危、制節謹度滿而不溢」(諸侯章第三・經、8オ)

○「謙居テ仁恩ヲ施シ、己ヲ貴テ礼儀ヲ正ス、是ヲ以テ雖トモ高トモ不危ヲ、雖トモ滿トモ不溢」(卷一、後醍醐天皇可亡武臣御企事、四頁)。ハ鈔・高・岩

明文抄(卷一・卷四)・世俗諺文に採録。

(8)「先王疾驕、天道毀盈、不驕不溢、用能長守富貴也」(諸侯章第三・伝、8オ)

○「但天縱ヒ驕ヲニクミ充ルヲ欠共、數代積善ノ余慶家ニ尽ズハ」(卷十鎌倉中合戰事、二五八頁)

○「天驕ヲ憎ミ滿ルヲ欠ク、責適ル、所無レバ、道誓ガ始終之運命モ特ミ難シト」(卷三七、楊貴妃事、一〇七五頁)

孝經の「疾驕」・「毀盈」は旧鈔本に「ヲゴリヲニクム」・「ミツルヲカク」と訓んでゐる。この詞句、明文抄(卷四)に採録。太平記の卷二にはまた「天道驕ヲ惡ムノミナラズ」(三二頁)とある。また、卷五に「天道滿ルヲ欠故」(二〇七頁)、卷六に「天欠滿」(二二六頁)、卷一に「天道謙ニ枯シテ」(二七八頁)、同卷に「天道之滿ルヲ欠事ヲ不知シテ」(二八七頁)

などとみえるが、これらについて諸注は周易(謙卦)の「天道虧盈而益謙」(管蠡抄にも採録)を典拠とする。

明文抄(卷一)には「天道虧盈、鬼神福謙矣、(後漢書)」とみえる。

(9)「然後能保其社稷而和其民人」(諸侯章第三・經、8オ)

○「良臣則守ニ社稷」(卷一、序、三頁)。ハ鈔√太平記の文は(9)の例文を参照。

(10)「詩云、戰々兢兢、如臨深淵、如履薄氷」(諸侯章第三・經、8ウ)

○「人ノ心、皆薄氷ヲ踐デ、國ノ危事深淵ノ如シ」(卷七、舟上臨幸事、一六二頁)

○「世之危キ事、深淵ニ臨テ薄氷ヲ蹈ガ如ニシテ、天下今ニ反覆シヌト見ケル処ニ」(卷三四、宰相中将殿賜將軍宣旨事、九六五頁)

詩經(小雅、小旻篇)の詩句。論語(泰伯篇)にも引かれ、世俗諺文・玉函要文にも採録。保元物語(卷上、法皇崩御の事)に「まことに深淵にのぞんで薄氷をふむがごとくおそれおのゝきけ

るほどに」(金刀比羅本)、平家物語(卷一、二代后)に「上下おそれをのいてやすい心もなし。たゞ深淵にぞむて薄氷をふむに同じ」とある。なお、太平記例文の前者の「深淵ノ如シ」は、南都本系諸本に「宛カモ綴流ノ如シ」、神田本に「綴流ニ臨ムガ如シ」、流布本に「深淵ニ臨ムガ如シ」とある。

(11)「故賤服貫服、謂之僭上、々々為不忠、貴服賤服、謂之僭下、々々為失位」(卿大夫章第四・伝、8ウ)

○「賤ガ貴服ヲ服スル、是ヲ僭上ト云フ、僭上ヲ為ス不忠ト、貴ガ賤ニ賤服ヲ、謂之僭下ト云フ、々々ヲ為ス失位ト、僭上僭下ハ困ノ凶賊也ト孔安國ガ誠シヲ恥ザリケルコソ悲ケレ」(南都本、卷一二、忠顕朝臣文親僧正事)。入賢・鈔・高・岩▽

明文抄(卷五)に採録。西源院本(三〇八頁)は、「僭上ヲ為ス不忠ト……々々ヲ為ス失位」の部分に欠き、「僭上僭下」を「々々無礼」に作る。なお、「僭上僭下ハ困ノ凶賊也」の語句は孝經にはない。これは後出(例文の「謂之尸位、(中略)謂之懷寵、々々尸位國之姦人也」)の句法から類推されたものであろう。

(12)「諍諫死節臣下之則也」(三才章第八・伝、12ウ)

○「争イ諫而死レ節者臣下之則也」(卷四、吳越闕事、九七頁)

(13)「夫覆而無外者天也、其德無不在焉、載而無棄者地也、其物莫不殖焉」(三才章第八・伝、12ウ)

○「覆ヲ無シ外天ノ徳也、明君ニ体レ之ニ保ニ國家、載ヲ無シハ棄ト地ノ道也、良臣則レ之ヲ守シ社稷一」(卷一、序、三頁)。入鈔・高・岩▽

明文抄(卷一)に採録。

(14)「上之化下、猶風之靡草、故每輒以己率先矣也」(三才章第八・

伝、13ウ)

○「其外國々ノ軍勢不レ招ニ集リ、不レレニ責従フ事、只吹風ノ草木ヲ靡ニコトナラス」(卷一六、尊氏卿申下持明院殿院宣上落事、四三八頁)

○「天下將軍ノ威ニ随フ事、恰吹々風ノ草木ヲ靡ガ如シ」(卷一八、比叡山開闢事、五五一頁)

明文抄(卷一)にも採録。太平記の卷八には「是ハ孔子ノ言ニ、君子ノ徳ハ風也、小人ノ之徳ハ草也、草ニ尚ニ之風ニ必偃」(一九六頁)とあり、これは論語(顔淵篇)の詞句(孟子・說苑・世俗諺文にも引載)に拠る。上掲の二例は孝經の詞句に似ているが、平家物語(卷一)に拠る。「人のしたがひつく事、吹風の草木をなびかすが如し」とあるのがいっそう近い。

(15)「不義而富貴、於我如浮雲」(孝悌劣章第十二・伝、18才)

○「宜レ乎、不義ニシテ富ミ且貴ハ於レ我ニ如シ浮ル雲ニト云ル事、孔子之善言、魯論之記スル所ナレバ、ナジカハ少シ可キレ違」(卷一、俊基資朝被召取闕東下向事、一七頁)

○「浮雲之富貴、忽ニ夢ノ如ニ成ニケリ」(卷二七、師直打聞將軍屋形事、七七二頁)

論語(述而篇)の詞句。太平記は、孝經の諸伝本にない「且」字を有しているうえに典拠を「魯論」と明記している。ただし、明文抄(卷三)は典拠を「孝經」として採録するが「且」字を有する。

(16)「事親者居上不驕、為下不乱、在醜不爭」(紀孝行章第十三・經、19ウ)

○「皆祿厚ク官高しといへども、諸ニ有テ争フ心なかりしかバ、

互ニ非ヲ諫メ國ヲ静メテ唯天下ノ無為ならん事ヲのみ思へり」

(神田本、卷二七、卞和璧之事、四六三頁)。△鈔▽

孝経の「在醜不爭」の「醜」字について孔安國は「醜、群類也」

と注しており、旧鈔本の多くもこれを「モロモロニアリテアラソハズ」と訓んでいる。孝経には他にも「在衆不爭」(開章明義

章・伝)、「在醜而爭之比」(五刑章・伝)、「在醜而爭則兵」

(紀孝行章・経)などの例がある。なお、西源院本では「諸友ニ有テ争フ心ナカリシカバ」(七四九頁)となっている。

(17)「能孝於親、明必能忠於君矣、求忠臣必能於孝子之門也」(広揚名章第十八・伝、24オ)

○「サレバ孔子之積ニ、尋ルニ忠臣ヲ必於テ孝子之門ニト云リ、父ノ為ニ不孝ナラン人、豈為ニ君有レ忠哉」(卷三二、虞舜孝行事、九一五頁)

明文抄(卷二・卷三)には「古語曰、欲求忠臣、出於孝子」(之)門(臣軌)とみえる。「鈔」は千字文註の「忠臣必出孝子之門」をあげ、「岩」はさらに後漢書(韋彪伝)をもあげている。

(18)「昔者天子有争臣七人、雖亡道弗失天下、諸侯有争臣五人、雖亡道不失其國、大夫有争臣三人、雖亡道弗失其家、士有争友則身弗離於令名、父有争子則身不陷於不義」(諫諍章第二十・経、25ウ〜26オ)

○「国ニ諫ル臣アレバ其国必ズ安ク、家ニ諫ル子アレバ其家必ズ正シ」(卷三五、北野参詣人政道雜談事、一〇一四頁)。△岩▽
神田本はこの詞句を欠いている。孝経の文は明文抄(卷二)・世俗諺文に採録されており、同類の言説は臣軌(臣諫篇。明文抄卷四にも採録)にもみえるが、平家物語(卷二、烽火之沙汰)に太

平記と同一の詞句がある。また、太平記卷三九には「君ニ無ニ諫ル臣ニ則君失テ其國ヲ焉、父ニ無ニ諍子ニ則父亡テ其家ヲト云リ」(一一一七頁)という文がある。

(19)「事君之礼、値其有非犯敵顔以道諫争、三諫不納奉身以退、有匡正之忠無阿順之從、良臣之節也、若乃見可諫而不諫、謂之尸位、見可退而不退、謂之懷寵、々々尸位國之姦人也、姦人在朝、賢者不進」(諫諍章第二十・伝、26ウ)

○「事レ^{ツカウマツル}君之礼、値レ有ニ其罪ニ、犯ニ敵顔^{ヲカスゲンガシテ}以レ道諫争^{イサメ}ソウ、三^ニ諫^ヲ猶不レ納、奉レ身ヲ以テ退、有ニ匡正之忠、無ニ阿順^{アツシム}之徒、此レ良臣之節也、若乃見レ可^キ諫^ム而^{シテ}不レ諫、謂ニ^シ尸位、見テ可^キ退^ク而^{シテ}不レ退、謂フ之懷寵、云々尸位八國之姦人也ト云リ」(卷五、宣房卿仕二君事、一〇三〜一四頁)。

△鈔・高・岩▽

明文抄(卷二)には「見可諫而不諫」以下が採られ、同書(卷一)にはまた別に「姦人在朝、賢人不進」の一句も採録されている。

四

上に掲げた一九例は、措辞の上でも共通性のみとめられるものである。各事例に附した説明のなかで孝経の旧鈔本における訓法にも少しく触れたが、これは、阿部隆一氏の「古文孝経旧鈔本の研究(資料篇)」(斯道文庫論集、第六輯、昭43・3)によって、氏の詳密精緻な御調査の成果を利用していただいたものである。阿部氏は京都大学附属図書館蔵清原教隆校本を底本として、他の旧鈔本六〇種の本文との校勘を注記し、さらに底本の訓点に即した訓

説文を掲げて、他の旧鈔本の訓読との校異を注記されている。氏の御勞作に基づいて太平記所引の孝経の本文ならびに訓法を検討してみたその結果は、おおむね次のごとくである。

太平記所引の孝経の本文のうちでもっとも長文に属するのは前掲(例)の例文であるが、孝経諸鈔本の本文と太平記(西源院本)の本文とを比較して、特に注意されるのは次の四点である。

	孝 (親長本) 經	他の旧鈔本にみられる異同	太 平 記 (西源院本)
(イ)	値其有非 [△]	値其有罪 [△]	値有其罪 [△]
(ロ)	犯嚴顏 [△]	必犯嚴顏 [△]	犯嚴顏 [△]
(ハ)	阿順之徒 [△]	阿順之徒 [△]	阿順之徒 [△]
(ニ)	良臣之節也	此良臣之節也・是良臣之節也 [▲]	此良臣之節也 [△]

まず、(ハ)に関しては、「非」を「罪」に誤っているのは孝経直解本系の永祿本(永祿十二年奥書、斯道文庫蔵)だけで、したがって西源院本はこの鈔本とのみ一致することになるのであるが、(イ)に関しては、「必」字を有する三一本の名があがっているなかに、永祿本をふくむ直解本系諸本も多くはいついて、「必」字を有しない西源院本所引本文はこれらとは系統を異にしている。また、(ロ)に関しては、「徒」を「徒」に誤っている七本はいずれも直解本系鈔本(ただし永祿本の名はみえない)であって、西源院本はこれと一致しているのであるが、(ニ)に関しては、「此」字を有する六本と「是」字を有する六本の名があがっており、西源院本はこれらと一致または近似するのに、この一二本のなかには直解本系鈔本は一種もふく

まれていないのである。こうなると、太平記所引本文は旧鈔本のいづれとも合致しないことになるが、これは太平記のがわの本文流動を考慮にいれていないからである。この部分は太平記の最古本である神田本の欠巻部にあたっているもので、南都本系統の本文によってみると、

事^レ君^ニ之^レ礼、値^ニ其^有ル^ニ非、犯^ニ嚴^顔ヲ^レ以^レ道^ヲ諫^メ争^フ、
 三^レ諫^ヲ不^レ納^ラレ奉^レ身^ヲ以^テ退、有^ニ匡^正之^忠無^シ阿^順之^徒、
 若^ク乃^見レ可^レ諫^而不^レ諫、謂^ニ之^戸位^ト、見^レ可^レ退^而不^レ退、
 謂^ニ之^懷寵^ト、々々戸位、国、姦人也云へり、(東京教育大
 学本)

となつている。すなわち、(ハ)は「非」であり、(イ)は「必」字がなく、(ロ)は「徒」となつていて、親長本や清原教隆校点本系諸本と一致しているのであるが、(ハ)の「此良臣之節也」の句を欠いているのが気になる。南都本系に近い系統に属する松井本(静嘉堂文庫蔵)では(例)の項で本文「徒」に「從」と傍書している以外、(イ)(ロ)の三項は南都本系と同じである。松井本の「徒」および西源院本の「罪」・「徒」は、転写の際の写誤か、もしくは直解本系の影響を受けての変化と考えるべきであろう。もしも西源院本のごとく「此良臣之節也」の句を有するのが太平記の本来の形であるとする、上記の四項の条件を満足させる孝経の旧鈔本は、三千院蔵建治三年写本・上野精七氏蔵本(鎌倉後期写)・大永三年鈔本(斯道文庫蔵)の三本だけとなる。

(例)の例文中の「尋^ニ忠^臣ヲ^必於^ニ孝^子之^門ト云^リ」(西源院本)の詞句についてみると、神田本には「忠^臣ヲ^たづ^ぬる^ニ必^ズ相^ニ孝^子ノ^門ニ^いへ^リ」とあり、南都本系諸本には「尋^ニ於^ニ

忠臣[△]在[△]孝子、門[△]云[△]、[△]」となつてゐる。太平記の諸本に共通する「尋[△]」・「たづぬる[△]」の措辞や南都本系諸本に共通する「在[△]」字（松井本や流布本も同じ）は、孝経の旧鈔本に同形のものを見いだせないが、太平記の本来の形とみなされる「必[△]於[△]」の形は多くの旧鈔本と一致する。ところが旧鈔本のなかにも、前掲の親長本のごとく「必[△]能[△]於[△]」となつてゐるのが一本、「必[△]出[△]於[△]」となつてゐるのが三本あげられてゐる。前の例と併せ考えると、太平記所引の本文は清原家点諸鈔本とのあいだにことに異同が少ないようである。前記の三本（三千院本・上野本・大永本）はこの点においても太平記（の本来形と見なされるもの）と一致してゐる。ただし、三千院本は、(11)の例文において「々々[△]為[△]不[△]忠[△]」「々々[△]為[△]失[△]位[△]」の両句の末にそれぞれ「也[△]」字を有してゐて、太平記所引本文とは異なるところもある。が、太平記作者が依拠した漢籍の本文系統をさぐるうとするばあいに、助字の増減や同訓異字の交替による異同現象に拘泥しすぎると、かえつて真実を見失う危険もあるう。

訓詁法の系統に關しては本文系統のばあいよりもさらに確認したい。たとえば、(7)の例文の「制[△]節[△]謹[△]度[△]、滿[△]而不[△]溢[△]」の不[△]溢[△]についてみると、旧鈔本の訓法には、(A)「ア[△]フ[△]サ[△]不[△]」・「ア[△]ブ[△]サ[△]不[△]」、(B)「溢[△]カ[△]ラ[△]不[△]」、(C)「溢[△]カ[△]ナ[△]ラ[△]不[△]」、(D)「ア[△]フ[△]レ[△]不[△]」・「ア[△]ブ[△]レ[△]不[△]」の四種類がある。一方、太平記の方も四通りの形がみられる。(7)神田本は「溢[△]サ[△]ズ」とあつて上記の(A)にあたり、これは旧鈔本中の多くと一致する。(4)西源院本は「不[△]レ[△]溢[△]」[△]とあつて、かりに「溢[△]カ[△]ラ[△]」の形の上にさらに「ア[△]フ[△]レ[△]」が後補されたものと考えることが出来るならば、その本来の訓法は上記の(B)にあたるものであつたといふことになる。旧鈔本中(B)の訓法をもつのは猿投神社蔵建

久六年写本だけのようである。(7)南都本系諸本は「溢[△]レ[△]ス」(内閣本)・「溢[△]レ[△]ス」(東教大本)とあつて、上記の(C)と一致する。これは直解本系の諸本に多い形で、非博士家の訓法と考えられる。(4)松井本には「不[△]レ[△]溢[△]」とあるが、これにあたる訓法は旧鈔本のいづれにも見いだせない。

太平記における白居易の新樂府からの引用詩句について、その本文ならびに訓法の系統を調査した結果(拙稿「太平記に引用された白居易の詩の訓詁について」富山大学教育学部紀要、第16号、昭43・3)からも、神田本が太平記の本来の形をもつとも多く伝えており、しかもそれが新樂府の古鈔本における本文と博士家の訓法とに近いものであつたことが了解されるが、そのことは古文孝経からの引用詩句に關しても言えるようである。西源院本以下になると漸次室町期以後の非博士家の訓法が混入してくるが、時に本来の博士家訓が保たれてゐることは、前掲の各事例の説明注記のなかで幾らか触れたとおりである。

五

前掲の引用詩句一九例のうち、(5)については作者自身が典拠を論語と明示してゐるし、(6)の桑弧蓬矢は礼記・明文抄・平家物語にあるのみならず、男子出生の際の儀礼として実修されてもいたことである。また、(10)(11)の三例についてはより酷似した表現を平家物語に見いだすことができ、なかでも(10)(11)は、平家物語も太平記ともに孝経における原義とはやや異なつた意味で、しかも修辭的に使用されてゐて、それがすでに諺として流布してゐたことを推測させるし、(18)は神田本には引かれてゐなかつた詞句である。太平記と古文

孝経との直接的交渉關係を認定するにあたって、上記の五例は除外するのが穩当であるとしても、なお、(2)(3)(4)(5)(7)(8)(11)(13)の九例は明文抄にも採録されている詞句であつて、このうち、作者自身「孔安国が誠」とことわつた(1)と、その所引本文の形が孝経旧鈔本と一致する(7)を除けば、他はその認定が不可能である。所引本文の系統や訓法の調査からの接近も必ずしも有効ではないとなると、太平記所引の詞句が、真に孝経の内包する思想に対する作者の主体的な認識の徴表となりえていく以外にない。それについての詳論によつて、これを確認していく以外にない。それについての詳論は、すでに紙幅のゆとりもないので別の機会に譲らうと思うが、次の点にだけは触れておきたい。

太平記には、南朝勢力の衰頽後、足利政権の内訌が続いて、内亂のゆくえがいよいよ混乱してきたころ、遁世を思い立つた南朝祇候の上北面が、暇乞いのために後醍醐天皇の廟に詣つて嘆き訴える、次のようなことばがある。

抑今ノ世いかなる世ゾヤ、有レ威無レ道者ハ必ズ亡ブト云置シ先賢ノ詞にもソムキ、又百王ヲ守らんとちかひ給ひし神約も・實事ならず、(中略)其苗裔ヲモ守り逆臣の威ヲ亡されんずらんとコソ存ズルニ、臣君ヲ犯せども天ノ罰モ無シ、子父ヲ殺せども神ノ忿も無シ、コハいかに成行よの中ゾヤ、(神田本、卷三四、吉野御廣上北面夢之事、六一—四頁)

自己の存在を根底からゆるがされている作者自身の危機意識の表白にはかななるまい。「有レ威無レ道者ハ必ズ亡ブト云置シ先賢ノ詞」にあたる言説は、古文孝経のなかにも、

○「君失其道、無以有其国」(三才章第八・伝、12ウ)

○「居上而驕則亡」(紀孝行章第十三・経、19ウ)。「驕而無礼など」と見いだせるが、その事よりも、右の表現全体が、孔安国序の前掲(1)の例文の、

吾カ先君孔子の〔之〕世に当テ、周其の柄を失ヒ、諸侯力を(モ)テ争フ。道德既に隠レテ礼誼又廢レヌ。乃チ臣其の君を弑シ、子其の父を弑シするに至テ、乱逆にシテ紀無レトモ、之を能ク正スこと莫シ。(親長本の調点による。(一)内は補説、平がなはラコト点、片かなは訓仮名)

という叙述を意識して書かれていると思われる点が注目される。春秋時代、周室が衰微して諸侯が覇権を競いあい、道德も礼誼も廢絶してしまつた乱世を慨嘆して、孔子は「孝徳之本也、教之所繇生也」(開宗明義章第一・経、5ウ)と深く認識し、「孝」の原理を演繹して、天子・諸侯・卿大夫・士・庶人それぞれの身分階層における具体的な孝道の実践形態を示した。その言説をまとめたものが孝経なのであるが、太平記作者がそこから学びとつたものは、驕りを慎しみ謙に居て己を責めるべき為政者の「孝」と、主君の非を匡諫すべき士大夫の「孝」とであつた。それはまた孝経の主軸をなすものでもあつた。為政者でも士大夫でもありえない作者は、万里小路宣房・藤房父子によつて代表される忠諫の輔弼の出現を作品の随所で待望し、それらの諫臣を通して政道の非を難じるとともに、一方、遊和軒朴翁(卷三二)や北野参詣人(卷三五)など作者の分身ともいふべき遁世者に代弁させては、局外者の立場から南北朝兩廷や幕閣の現状を痛烈に批判するのである。「尋ルニ忠臣ヲ必於孝子之門ト云リ、父ノ為ニ不孝ナラン人、豈為君有レ忠哉」

(前掲例文)も、単に南朝と手を結んで父の將軍尊氏に反逆しようとする足利直冬の不孝を非難しているのではなく、「君是ヲ有ニ御許容ニ、大將軍之号ヲ被_レ下事、旁以テ非_レ道_ニ」(というところに論旨の眼目がある。「子曰、昔者明王之以孝治天下也」(孝治章第九・経、14才)という孝経的政治思想の大前提に違背した直冬起用を取立てする南朝の政道に対する諷諫なのである。白居易の諷諭詩や貞観政要から受けた感化との結合も考えなければならぬことであるが、太平記の政道批判・社会批判のなかに、孝経を貫徹く思想に対する作者の主體的な認識と、それに基づく「士大夫の『孝』」の実践とを見ることができよう。遁世者的な局外者の立場に立ち、もしくは局外者の立場に立つことによって可能であった作者の諷諫の基底に、中世の知識人における中世的形相をそなえた「士大夫意識」の存在を見いだすことができると思う。

——富山大学教育学部助教授——